

## 申15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」団体交渉を行う！その4

第12項 台風等の情報収集をパートナー会社と共有し初列車添乗に関しては、線区の現状に合わせて実施すること。

初列車に添乗できるパートナー会社とは。

新たな認定制度の修了者となる。

今の派出や休憩室は残すのか。

花輪派出はパートナー会社で使用するが、その他はそのまま残す。

第13項 移管後の検査業務に関わる検査台帳の取扱い方を具体的に明らかにすること。

どのような取扱いとなるのか。

基本的に派出が行っていた業務をパートナー会社が行うこととなる。

緊急点検はどのように行うのか。

緊急点検もパートナー会社をお願いすることとなる。

第14項 現行、線路派出でおこなってきた保安打合せ票に関しては基本対面であった。また、各種施行通知の発行など保線技術センターの担当者を含めて具体的に明らかにすること。

回答にある「線路科」とは誰か。

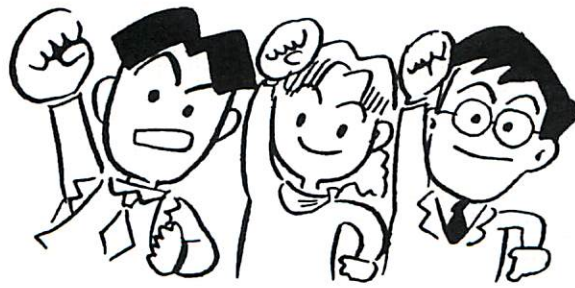
線区担当者となる。

施工通知発行は年初で一括か。

その通り、年初で一括となる。

線区担当の体制はどうなるのか。

助役1、一般1で考えている。  
パートナー会社の仕事が適正に回っているかチェックするのが線区担当となる。



# みんなで議論して、安全で働きがいのある職場を構築しよう！